

せいむてんわう
成務天皇、

けいかうてい
景行帝の第四子なり。

はゝ やさかいらひめくわうごう
母は八坂入媛皇后。

けいかうてい
景行帝の五十一年正月、

ぐんしん えん
群臣を宴す。

てんわうおよ たけしうちすすくねてう
天皇及び武内宿禰朝せず。

め ゆゑと
召して故を問ふに、

こた いは
對へて曰く、

えんらく
宴樂の日には、

ひやくれういっつ
百僚遊佚して、

こゝろがなみ けいび
意必ず警備にあらず、

おそ
恐らくは、

きやうふ かんげき
狂夫の間隙を窺伺するもの

あらんことを。

ゆゑ もんか あ
故に門下に在りて、

もつ ひじゃう そな
以て非常に備へしのみと。

帝、之これを嘉よし、

八月、立て、皇太子となす。

六十年十一月、

景行帝崩けいかうていほうず。

元年辛未、

春正月五日戊子、

天皇、位くらみに高穴穗宮たかあなほのみやに即つく。

是これを稚足彦天皇わかたらしひこのすめらみこととなす。

二年壬申、

冬十一月十日壬午、

景行天皇を葬はつむり、

皇后を尊たふとびて

皇太后くわうたいこうと云いふ。

三年癸酉、

春正月七日己卯、

武内宿禰たけしうぢのすくねを以おほて

大臣おほおみとなす。

おほおみ こと はじま
大臣、此に始る。

きのえねいぬ
四年甲戌、

ひのえとち ついたち

春二月丙寅の朔、

みことり

詔して曰く、

我が先皇、

せんわう

そうめいしんぶ

聰明神武にして、

ろく

あた と

籙に膺り圖を受け、

てん

したが

をさ

天に順ひ人を治め、

らん

をさ せい かえ

亂を撥め正に反し、

とく

ふたう ひと

徳は覆壽に侔しく、

みち

ざうくわ かな

道は造化に協ふ、

こと

もつ

是を以て、

ふ てんそつと

普天率土、

わうしん

王臣たらざるはなく、

き

氣を稟け

れい いた

靈を懐くもの、

おのおのそ

ところ

え

各其の所を得たり。

朕、
嗣ぎて寶祚を踐み、
夙夜兢惕す。
然れども、
黎元蠢爾として、
野心を悛めず。
是國郡に君長なく、
縣邑に
首渠なきに由るなり。
今より以後は、
國郡に長を立て、
縣邑に首を置き、
當國の
幹了なる者を選びて
之に任じ、
以て中區の
藩屏となさんと。

五年乙亥、
ねんきのとね

秋九月、

國郡に造長を立て、
こくぐん みやつこ た

縣邑に稻置を置かしめ、
けんいふ いなぎ お

並に盾矛を賜ひて
ならび たてほこ たま

以て表となす。
もつ しるし

山河を界りて
さんか かぎ

國縣を分ち、
こくけん わか

阡陌に随ひて
せんぱく したが

邑里を定め、
いふり さだ

東西を日縦とし、
ひのたゝし

南北を日横とし、
ひのよこ

山陽を影面と曰ひ、
さんやう かげとも い

山陰を背面と曰ふ。
さんいん そとも い

是を以て、
こゝ もつ

百姓安居し、
ひやくせいあんきよ

天下無事なり。
てんかぶじ

四十八年戊午、
じゅうはちのえうま

春三月庚辰の朔、
かのえたつ ついたち

くわうてつたらしなかつひ

皇姪足仲彦を立て、

くわうたいし

皇太子となす。

かのえうま

六十年庚午、

じゅうにねん

夏六月十一日己卯、

てんわうほう

天皇崩ず。

やまと さきのたなみのみささぎ ほう

倭の狭城盾列陵に葬る。

つめし

追諡して

せいむてんわう

成務天皇と曰ふ。